

◎成年後見制度の利用の促進に関する法律案に対する修正案対照表
 ○成年後見制度の利用の促進に関する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則 （施行期日） 第一条〔略〕 第二条〔略〕 （検討） 第三条〔略〕 （成年後見制度の利用の促進に関する法律の一部改正） 第四条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。 第四条第三項、第四十六号の二の次に次の一号を加える。 〔内閣府設置法の一部改正〕 四十六の三 成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第 号）第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関するこ</p>	<p>附則 （施行期日） 第一条〔略〕 第二条〔略〕 （検討） 第三条〔略〕 （成年後見制度の利用の促進に関する法律の一部改正） 第四条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。 第四条第二項中「及び子どもの貧困対策の推進」を「、子どもの貧困対策の推進及び成年後見制度の利用の促進」に改め、同条第三項第四十六号の四の次に次の一号を加える。 〔内閣府設置法の一部改正〕 四十六の五 成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第 号）第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関するこ</p>

と。

〔略〕

第五条 〔略〕

〔内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定〕

第六条 〔略〕

と。

〔略〕

第五条 〔略〕

〔内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定〕

第六条 〔略〕

〔内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための
国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正〕

第七条 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化の
ための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律
第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち内閣府設置法第四条第二項の改正規定中「及び子ど
もの貧困対策の推進」を、「子ども貧困対策の推進及び成年後見
制度の利用の促進」に改める。

第二条のうち内閣府設置法第四条第三項の改正規定中「第四十六
号の二とし」の下に、「第四十六号の五を第四十六号の三とし」を
加える。

〔削る〕